

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号, 平成26年(ワ)第328号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤昭男 外1337名

被告 四国電力株式会社

準備書面(86)

2021(令和3)年4月8日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 弁護士 | 薦 | 田 | 伸 | 夫 |
| 弁護士 | 東 | | 俊 | 一 |
| 弁護士 | 高 | 田 | 義 | 之 |
| 弁護士 | 今 | 川 | 正 | 章 |
| 弁護士 | 中 | 川 | 創 | 太 |
| 弁護士 | 中 | 尾 | 英 | 二 |
| 弁護士 | 谷 | 脇 | 和 | 仁 |
| 弁護士 | 山 | 口 | 剛 | 史 |
| 弁護士 | 定 | 者 | 吉 | 人 |
| 弁護士 | 足 | 立 | 修 | 一 |
| 弁護士 | 端 | 野 | | 真 |
| 弁護士 | 橋 | 本 | 貴 | 司 |
| 弁護士 | 山 | 本 | 尚 | 吾 |
| 弁護士 | 高 | 丸 | 雄 | 介 |
| 弁護士 | 南 | | 拓 | 人 |
| 弁護士 | 東 | | | 翔 |

訴訟復代理人

弁護士 内 山 成 樹

弁護士 只 野 靖

弁護士 中 野 宏 典

目 次

| | | |
|------------|---------------------------------|---------------|
| 第 1 | これまでの主張の整理と本書面の目的 | - 5 - |
| 第 2 | 被告の主張はごまかしの論法にすぎないこと | - 6 - |
| 1 | 被告準備書面（16）の特徴 | - 6 - |
| (1) | 欺瞞的な論理・言語を用いている点 | - 7 - |
| (2) | 科学論争に持ち込もうとしている点 | - 8 - |
| 2 | 安富歩『原発危機と「東大話法」 - 傍観者の論理・欺瞞の言語』 | - 10 - |
| 3 | 原発の本質的な問題点 | - 11 - |
| (1) | 他の科学技術との質的な違い | - 11 - |
| (2) | 不合理な言い換え問題を認識し、現実を直視すべきこと | - 11 - |
| (3) | 「事故の教訓を活かす」の欺瞞性 | - 16 - |
| 4 | 「東大話法」の欺瞞性とそれを見抜くべきこと | - 19 - |
| (1) | 「東大話法」の欺瞞性 | - 19 - |
| (2) | 「東大話法」のような欺瞞的な論理・言語を見抜くべきこと | - 24 - |
| 5 | まとめ | - 26 - |
| 第 3 | 科学の不定性と司法審査の在り方 | - 26 - |
| 1 | 科学の不定性と原発のリスク | - 26 - |
| (1) | これまでの主張の整理 | - 26 - |
| (2) | 原発事故のリスク - ノーマルな事故が起こり得ること | - 27 - |
| (3) | 許容しうるリスクと確率論的評価の不定性 | - 29 - |
| (4) | 松本三和夫「構造災」と、その変種としての「政策の構造的無知」 | - 34 - |
| 2 | 市民参加手続ないし民主的統制の欠如 | - 35 - |
| (1) | 科学者の「わかりやすく説明する責任」 | - 36 - |
| (2) | ユニークボイスの危険性 | - 38 - |
| (3) | 公共空間における意思決定の重要性 | - 40 - |

| | |
|-----------------------------------|--------|
| (4) 市民参加手続に消極的な原規庁の態度 | - 42 - |
| 3 科学の不定性を前提とした具体的判断基準 | - 47 - |
| (1) アメリカにおけるドーバート基準 | - 48 - |
| (2) ルンバール事件判決 | - 51 - |
| (3) 下山憲治「原子力『安全』規制の展開とリスク論」 | - 51 - |
| (4) 「疑わしきは安全のために」の実例..... | - 55 - |
| (5) ドイツにおける裁判例..... | - 55 - |
| (6) 下山憲治「行政上の予測とその法的制御の一側面」 | - 58 - |

第1 これまでの主張の整理と本書面の目的

火山事象に関する原告らの主張として、準備書面（64）、同（72）、同（73）、同（77）、同（78）及び同（82）の6つの書面を提出した。火山に関する争点を整理すると、図表1及び図表2のようになる（ただし、図表2の書面欄は、あくまでも主要な書面を例示するものであり、当該書面以外に争点に関する主張が存在しないということの意味するものではない）。

| | 立地評価に関する問題 | 影響評価に関する問題 |
|-------------|------------|------------|
| 基準の不合理性 | 領域Ⅰ | 領域Ⅲ |
| 基準適合判断の不合理性 | 領域Ⅱ | 領域Ⅳ |

図表1 火山事象に関する問題の整理

| 領域 | 争点 | 概要 | 書面 |
|-----|------|--------------------------------|----------------|
| | (前提) | 火山学の基礎知識と科学の不定性 | 準備書面（72） |
| 領域Ⅰ | 争点Ⅰ① | 噴火の中長期的予測を前提としていることに関する基準の不合理性 | 準備書面（73） 第2 |
| | 争点Ⅰ② | 巨大噴火とそれ以外を区別していることに関する基準の不合理性 | 準備書面（73） 第3 |
| | 争点Ⅰ③ | 巨大噴火に至らない噴火の噴火規模に関する基準の不合理性 | 準備書面（78） 第3 |
| | 争点Ⅰ④ | モニタリングに関する基準の不合理性 | 準備書面（73） 第4 |
| 領域Ⅱ | 争点Ⅱ | 火砕物密度流の到達可能性に関する基準適合判断の不合理性 | 準備書面（77） |
| 領域Ⅲ | 争点Ⅲ① | 巨大噴火に至らない噴火の噴火規模に関する基準の不合理性 | 準備書面（78） 第3 |

| | | | |
|-----|------|-------------------------------|----------------|
| | 争点Ⅲ② | 気中降下火砕物濃度の推定手法に関する基準の不合理性 | 準備書面（78） 第4 |
| 領域Ⅳ | 争点Ⅳ① | 最大層厚の想定に関する基準適合判断の不合理性 | 準備書面（82） |
| | 争点Ⅳ② | 気中降下火砕物濃度の推定手法に関する基準適合判断の不合理性 | 準備書面（78） 第5 |

図表2 領域と争点の整理

これに対し、被告から、準備書面（78）までの部分に対して、被告準備書面（16）として反論がなされている。

本書面では、これに対して反論を行うことを目的とするが、反論が大部にわたるため、本書面では、総論的な反論を行うことを目的とし、各論については準備書面（87）以下で反論する。

なお、用語の定義等はこれまでの例による。

第2 被告の主張はごまかしの論法にすぎないこと

1 被告準備書面（16）の特徴

被告準備書面（16）は、総論的に見て、大きく2つの特徴を有している。

1つは、原告らが指摘する、基準の不合理性及び基準適合判断の不合理性、それゆえに本件原発が安全を欠いており、原告らの人格権を侵害する具体的危険を有するといえる事情について、非常に欺瞞的な論理・言語を用いて反論しているという点である。

もう1つは、上記欺瞞的な論理の一種であるが、原告らの主張を、科学の不定性を前提とするものではなく、科学的妥当性に関するものであるかのように曲解し、これに対して科学論争を挑むことによって、裁判所に対し、行政庁の専門技術的裁量を梃子として、自身の拠って立つ科学的知見の方が正しく、原

告らが主張の前提とする科学的知見は誤りであるという判断をさせようとミスリードしている点である。以下、順次説明する。

(1) 欺瞞的な論理・言語を用いている点

例えば、被告は、原告らの主張、原告らが依拠する専門家の知見や、自らが引用する専門家の知見を、自分にとって都合のよいように曲解したり、切り取ったりしたうえで反論している。また、原告らの主張等について、自分に都合の悪い部分は無視し、都合のよい部分、反論しやすい部分だけに牽強附会に反論することで、問題の本質から裁判所の目を逸らそうともする。

あるいは、典型的には、「巨大噴火が発生するかどうかの将来予測（運用期間中は噴火の可能性が十分小さいという消極的予測を含む）」と「巨大噴火のポテンシャルがあるかないかの判断」とは別個の概念であって、前者は困難であるが後者は可能、という論理に見られるように、わけのわからない理屈を使って原告らや裁判所を煙に巻き、自分の主張を正当化しようとしたりもする。

さらには、気中降下火砕物濃度の計算手法について典型的に表れているように、極めていい加減で、冷静に考えればつじつまの合わないようなことを自信満々に述べることで、裁判所の判断を誤らせようとする。場合によっては、裁判所が科学的、専門技術的な知見に乏しいことに付け込んで、難しそうな（しかし、実は中身が乏しい）概念を持ち出すこともある。

特に問題が大きいのは、被告が、自分の立場（本件原発を稼働するという所与の前提）に沿って、都合のよい科学的知見ばかりを集めて、自らの安全評価が妥当であると主張する点である。これは、後述する科学の不定性と大きく関係するが、被告は、本件原発の危険性を指摘する科学的知見には一切耳を傾けようとせず（危険性を指摘する科学的知見は、すべて間違っていると考える）、自らにとって都合のよい科学的知見をつまみ食いの引用して、

本件原発の安全が確保されているかのように主張する。

これは、科学の不定性を適切に踏まえた態度ではなく、福島第一原発事故の教訓である、大規模な自然現象の前に我々は謙虚にならなければならないということ、自然現象は、時に我々の想定を超えることが起こりうる（それは決して無視できるようなリスクではない）ということから、目を背けるものである。このような態度で安全評価を行っている被告に、本件原発の安全が確保できるとは思えない。

被告が準備書面（16）で展開している主張は、福島第一原発事故以前に、訴外東京電力が地震や津波について行っていた主張と酷似している。結局のところ、被告は、福島第一原発事故という未曾有の被害に対し、小手先の対策を講じるだけで、本質的には何も変わっていないということが、被告準備書面（16）から強くうかがえる。

(2) 科学論争に持ち込もうとしている点

被告準備書面（16）のもう1つの特徴は、被告が科学の不定性を頑なに認めず、原被告間の主張の対立があたかも科学論争的なものであるというふうに裁判所をミスリードしようとしているという点である。

準備書面（72）の第4で詳述したとおり、科学には不定性が存在し、科学に問うことはできても、科学で答えることのできない問題領域、すなわちトランス・サイエンスの問題領域が存在する。原発の安全に係る問題は、トランス・サイエンスの典型である。

準備書面（72）の図表22（53頁）で示したとおり、原発の安全評価では、原発にどのようなリスクが存在するか、リスクはどの程度の確率なのかという自然科学的な問い（領域）と、そのリスクを社会として受容できるかという人文・社会学的な問い（領域）とがあり、前者については、科学的合理性の問題であって、科学者の集団である原子力規制委員会（原規委）の

専門技術的裁量がある程度妥当する領域ではあるが、後者は、社会的合理性、裁判という場であれば、法的妥当性という問題であって、そこには自然科学者の集団である原規委の専門技術的裁量は基本的に妥当しない（原規委は、リスクを社会として受容可能かということについて、国民を代表して裁量によって自由に判断するような能力も資格もない）。

また、地震や火山など、大規模低頻度な自然現象については、どのようなリスクがあるのか、リスクがどの程度なのかということ自体に大きな不定性が存在し（究明・獲得途上の専門知）、少なくとも、福島第一原発事故のような深刻な災害を二度と起こさないようにするという高度な安全が求められる原発の安全評価において、科学的に一応妥当だと考えられる1つの見解だけに依拠して評価を行うべきではない（より保守的な見解があれば、それも参考にすることが検討されるべきである）。

原告らの主張は、基本的に、被告や原規委が依拠した科学的知見だけでは、原発の安全が確保されないと考えられることから、より保守的な見解を考慮すべきだというものであって、どちらの見解が科学的に見て正しいかを議論するものではない（ただし、中には、明らかに被告の拠って立つ科学的見解が誤りであるという場合もある）。

したがって、裁判所が行うべきなのは、いずれの見解が科学的に見て妥当なのかという判断ではない。被告が、原告らの指摘する問題を考慮しなくても、本当に安全が確保されたと法的に評価できるのか、という法的判断である。もちろん、法的判断の前提には、科学的な問題に関する基本的な理解が必要であり、科学的な議論が無意味だということではない。しかし、この本質を見誤ると、結局、裁判所は事業者や行政の専門性の前に司法判断に消極的になり、原発の安全についてのチェック機能を果たすことができず、次の福島第一原発事故を引き起こすことになる。

福島第一原発事故を経験した者として、そのような事態は絶対に認められ

ない。大塚直・早稲田大学教授（環境法）が指摘するように、「福島第一原発事故以前に差止裁判が提起されたとして、差止めが認められるような判断枠組みが採用されなければならない」ということを常に念頭に置くべきである。

2 安富歩『原発危機と「東大話法」 - 傍観者の論理・欺瞞の言語』

以下、上記の被告準備書面（16）に見られる2つの特徴をさらに敷衍していく。まずは、被告に見られる欺瞞的な論理・言語の点である。

この点について理解するため、安富歩・東京大学東洋文化研究所教授が著した『原発危機と「東大話法」 - 傍観者の論理・欺瞞の言語』（明石書店、2012年。以下「安富（2012）」という。）に沿って主張する（甲669）。

安富歩・東京大学東洋文化研究所教授は、経済学者ではあるが、複雑系科学などをも研究分野とする研究者であり、東京大学の教授として、福島第一原発事故後の2012（平成24）年に本書籍を執筆している。

安富氏は、「はじめに」において、本書を執筆した動機を述べている。もともと安富氏は、チェルノブイリ原発事故を調べる中で、それが、我が国がバブル経済に突入していく過程と酷似していること、あるいは満州事変以降の社会状況とも構造的に近いということに研究者として問題意識を感じていた（甲669・4頁）。その問題意識は、福島第一原発事故後、いっそう強くなり、「現代日本人と原発との関係は、戦前の日本人と戦争との関係に非常によく似ている」「日本社会が暴走する際に、独特の言葉の空転が起きるように感じる」という（甲669・6頁）。

この「言葉の空転」こそが「東大話法」であり、安富氏は、「原子力発電所という恐るべきシステムは、この話法によって出現し、この話法によって暴走し、この話法によって爆発した」と断ずる（甲669・16頁）。

今、被告は、福島第一原発事故後も相変わらずこの話法を駆使して、裁判所の目を曇らせようとしている。この話法に屈した行きつく先は、次の福島第一

原発事故である。裁判所は、被告の欺瞞的な論理・言語に惑わされてはならない。

3 原発の本質的な問題点

(1) 他の科学技術との質的な違い

安富（2012）の第1章は、「事実からの逃走」と題して、我が国における原発政策の経緯と問題点がまとめられている。

安富氏は、原発を魔法のヤカンにたとえ、その問題の本質を分かりやすく説明する（甲669・27～31頁）。普通のヤカン（例えば火力発電所）は、運転を止めれば、化学反応も止まり、「火力発電所が爆発したら、もちろん大変なことになりますが、放っておいても、燃料が燃え尽きてしまえば、いつかは止まる」（甲669・28頁）。しかし、魔法のヤカン（原発）は、いったん暴走し始めると止まらないし、止めようと思って近づくと大量の放射線を浴びることになるから近づけない。それゆえ、「被害の『最大限』が見込めない」ところに、原発の、他の科学技術とは質的に異なる問題があるという（甲669・28頁）。

(2) 不合理な言い換え問題を認識し、現実を直視すべきこと

ア 安富氏は、福島第一原発事故後、例えば、「爆発があった」と言わずに「爆発的事象があった」と言ったり、格納容器が破損していたにもかかわらず、「格納容器の健全性は保たれている」と言ったりと、政府や政府よりの学者が欺瞞的な言語を用いていたことを指摘する（甲669・32頁）。そして、これは、原発を推進する人々に共通する特徴だとして、その不当な言い換えの例を列挙する。

原子力という分野は、すべての言葉を言い換えることで成り立っています。

・彼らは、「危険」を「安全」と言い換えます。

- ・彼らは、「不安」を「安心」と言い換えます。
- ・彼らは、「隠蔽」を「保安」と言い換えます。
- ・彼らは、「事故」を「事象」と言い換えます。
- ・彼らは、「長期的には悪影響がある」を「ただちに影響はない」と言い換えます。
- ・彼らは、「無責任」を「責任」と言い換えます。

こういう無数の言い換えが、この業界を成り立たせる基礎だったのであり、あの恐ろしい事故を経てさえ、今もそれが続いています。

(甲669・33～34頁)

安富氏は、このような言い換えについて、国民を騙しているのはもちろん、自分自身を騙している、と指摘する。そうすると、自分のやっていることが正しいのか間違っているのかさえ分からなくなり、「まわりの人がみんな、正しい、と言っているようだから、正しいのだろう」というような極めて無責任な判断停止が蔓延する、というのである(甲669・35頁)。

イ 安富氏は、『論語』の研究者としても知られているが、『論語』にもこの言い換え問題の深刻さが指摘され、「名を正す」ことが重要であると述べられている。孔子が言い換え問題の深刻さを指摘したとおり、戦前の日本は、言い換え、言葉の歪みによって戦争の泥沼に入り込んでいったのである(甲669・35～38頁)。

裁判所も、欺瞞的言語による思考停止に陥らないよう、絶えず慎重に自らを省みる必要がある。

ウ また、安富氏は、原子力のように、大金の流れ込む分野に身を置いている人々は、自分たちが置いている恣意的な前提を否定するような言葉を決して受け入れず、お金と権力を使って、そのような矛盾を指摘する言説を封じ込め、自分たちの矛盾した前提を守ろうとする、という(甲669・

47頁)。

これは、構造的な問題であり、原発を推進する側に、そのような振る舞いをやめさせることはできない。だからこそ、重要なのは、原発の危険を指摘する意見も含めた様々な意見をもつ者が十分に対話することであり、対話を踏まえて、リスクを負わされる当事者が、リスクを受け入れるかどうかを選択するという、つまり、原発の稼働に当たって、立地自治体だけでなく、影響が及び得るすべての地域の市民が手続参加する仕組みの要である。しかし、現在の日本には、残念ながら、福島第一原発事故を経た後もそのような仕組みが存在しない。そうすると、この問題を、侵害行為の危険性と被侵害利益の重大性など法的利益に配慮しつつ判断できるのは、裁判所以外にない。裁判所が司法判断に消極的である限り、原発を推進する側は決して変わることはない。裁判所が、上記のような民主的統制の仕組みが存在しないことを前提に、積極的に判断することでしか、この問題を解決することはできないのである。

エ 安富(2012)の47頁から73頁には、これまで、名を正す努力を続けてきた学者が紹介され、これに対して原発を推進する側が、どのようにしてこれに抵抗してきたかが詳細に記されている。すべてを本書面上で書き写すことはしないが、これらの事実も、原発の安全を判断するうえで、また、事業者が、いかに欺瞞的な言語を弄してきたかを知るうえで重要な点であるので、証拠調べとして一読されたいが、特に重要な部分を2つ指摘する。

まず、安富氏は、武谷三男氏が、放射能の許容量について、「許容量とは、安全を保証する自然科学的な概念ではなく、有意義さと有害さを比較して決まる社会科学的概念であって、むしろ『がまん量』とでも呼ぶべきものである」と指摘したことを紹介する(甲669・50頁)。

この指摘から我々司法関係者が想起すべきなのは、これまで裁判所が用

いてきた、「(リスクを) 社会通念上容認できる」という表現と、比較衡量論、受忍限度論との関係である。

裁判所は、原発に絶対的安全を要求することはできず、原発の安全とは、その内在するリスクを社会通念上無視できる（あるいは容認できる）程度に小さく保つことである、としてきた。しかし、他方で、原発は生命や身体の安全という、人格権の中でも特に重要な権利・利益を侵害する危険を有するものであって、受忍限度という考え方は採用できないとされてきた。生命や身体の安全という人格権の根幹部分について、受忍限度を観念すべきではないというのは理念として正しい。しかし、絶対的安全を要求することができないという以上、実際には、周辺住民は受忍を強いられているのである。リスクを「許容」しているというより、「がまん」せざるを得ないのである。その意味では、武谷氏が指摘するように、実際には原発の稼働により得られる利益と失われる利益とを比較衡量して、がまんの線引きを行わざるを得ない。「許容」という言葉を用いた途端、あたかもリスクが無視できるような印象を受けるが、そうではなく、本来は受忍の対象とすべきではない生命や身体の安全等について、現実には一定の受忍を強いられていることを忘れてはならない。名を正し、その現実を直視してこそ、初めて原発の持つ異質な危険性を前提とした妥当な司法判断ができるようになる。

オ もう1つ、高木仁三郎氏の『原発事故はなぜくりかえすのか』（岩波新書、2000年。以下「高木（2000）」という。）において示された、原子力関係者の思考停止状態に関する分析が重要である。安富氏は、この書籍の次のような章立てを見るだけで、福島第一原発事故によって漸く誰の目にも明らかになったことを、事故以前から、高木氏が明示していたことが分かる、と指摘する。

1 議論なし、批判なし、思想なし

- 2 押し付けられた運命共同体
- 3 放射能を知らない原子力屋さん
- 4 個人の中に見る「公」のなさ
- 5 自己検証のなさ
- 6 隠蔽から改ざんへ
- 7 技術者像の変貌
- 8 技術の向かうべきところ

(甲 6 6 9 ・ 5 3 ～ 5 4 頁)

安富氏は、高木氏の分析（「自分があるようでいて実はないのですから、事故があったときに本当に自分の責任を自覚することになかなかない」という言葉）に対し、「福島原発事故の後に読むと、背筋に冷たいものが走ります」と述べている（甲 6 6 9 ・ 5 5 頁）。

そして、「責任」という言葉についての考察を展開する。すなわち、人間が自分の行為に責任をもつという場合、「私は、私の自身の決意に基いて、これこれのことをする」という思いがあれば、人は、そこから生じた結果から目を背けず、引き受けることが可能になる。これが、「責任をとる」ということである。これに対し、「言われたからやりました」「立場上、そうせざるを得なかったのです」「周りがそうしているので、そうしました」という場合、そこから生じた結果についても目を背けることになる。これは、原発差止訴訟における裁判所の姿勢に対してもいえることである。傍観者の論理ではなく、自身が原告らと同じ状況に身を置いたとして（本件原発の近傍に居住したとして）、そのリスクを本当にかまんでいえるのかという視点に立って司法判断を行うことを強く求める。そのようにして、初めて、自身の判断に「責任をとれる」ことになる。福島第一原発事故以前に、原発の差止を認めなかった裁判官が、同事故の後、口をそろえて「も

っと踏み込んだ判断をすべきだった」という反省の弁を述べていることを忘れてはならない。

(3) 「事故の教訓を活かす」の欺瞞性

ア 安富氏が引用する高木（2000）は、原子力業界のもつ上記のような構造的な問題（原子力文化）こそが、原発事故の繰り返される原因であることを指摘するものである（甲671）。

福島第一原発事故後、様々なメディアや公式の報告書において、これまで原発安全神話が蔓延っていたこと、重大な事故は起こらないという絶対的安全の考えが思考停止を生んでいたこと、それが同事故によって崩壊したこと、絶対安全が要求できないことが明らかになったこと、これらを踏まえて、事故が起こるかもしれないという態度で安全を見直すべきことなどが指摘された。このような指摘からすると、まるで福島第一原発事故に至って、初めて安全神話の問題点に気づき、事故の教訓を活かしてこれら悪弊が抜本的に改善されたかのような印象を受けるが、高木（2000）を読めば、福島第一原発事故は、これまで何度も繰り返されてきた原発事故の一つにすぎず、電力事業者は、見せかけだけの反省の態度をとっている可能性があるということが分かる。

イ 高木（2000）は、特に1999（平成11）年9月30日に起こった茨城県東海村臨界事故を中心に、その時点までに繰り返されてきた事故について述べ、福島第一原発事故以前にも、安全神話が崩壊したとか、絶対安全の呪縛から脱却すべきとかいった指摘がされてきたことを明らかにしている。次のように述べる。

現在、安全文化が叫ばれているという状況を見てみましょう。ウラン加工工場臨界事故調査委員会が1999年12月24日にまとめた報告書は、これまでの政府の諸報告書などとはひととき異なるトーンで注目を浴びました。「い

わゆる原子力の『安全神話』や観念的な『絶対安全』などという標語は捨てられなければならない」と強い調子で言うのです。そして、絶対安全などということはないことを前提に、安全というものを根底から立て直すべく原子力の安全文化というものを再構築する、そういうところから出直さなくてはいけないというのです。これは今まで「絶対安全」を拠り所としてきた原子力行政の言い方から見れば、かなり違ったトーンを持っていると思います。

今までいろいろな原子力事故が起こるたびに、個々のマニュアルの欠陥や安全規制の不十分さ、チェックの物足りなさ、情報公開の不十分さなどが指摘され、担当官の情報伝達ミスであるとか、管理ミスなどが問題にされて、場合によっては刑事告発まで行われたように、個別的な対応を強化することばかりが行われてきました。それによって事態が解決すると考えられてきたわけです。

それに対して安全文化の再構築ということが言われなければならなくなったということは、今までのやり方ではだめで、何かしら根本的なものの考え方、モラルにまでかかわるような構成要因、そういうところまで踏みこんで全面的な見直しが必要なのだということを意味するのでしょう。…(略)…それが本当に、うすつぶらな言葉の上だけのものではないならば結構なことですが、私にはどうも額面通りには受け取れないものがあります。それは、ひとつには原子力文化ということに関係しています。

(甲671・14～15頁)

ウ その後の事態を見れば明らかなように、結局、東海村臨界事故の教訓、安全神話や絶対安全という標語に寄りかかってはならない、安全文化を再構築しなければならないという教訓は活かされず、福島第一原発事故に至った。同事故後も、また「安全神話に寄りかかってきたことが原因だ」とか「絶対安全の標語は捨てなければならない」という指摘がされたが、高

木氏が生きていたら、「同じことの繰り返しで、またうすっぺらな言葉の上だけのものにならなければよい」というのではないだろうか。

エ 日本の原子力文化が、福島第一原発事故後も変わっていないことを示すものとして、原発事故から10年の節目に寄稿された、元国会事故調査委員会委員長の黒川清・政策研究大学院大学名誉教授の言を引用する（甲678）。

黒川氏は、まず、自身が委員長を務めた国会事故調報告書において、同事故が、安全神話というよりも、「安全願望」が引き起こした人災であること、行政庁が「規制の虜」となっていたことを打破しない限り、原発再開はあり得ないというメッセージを込めたことを明らかにしている（1～2頁）。

しかし、地震大国日本では、責任をもって原発の安全を検証しなければならないはずなのに、羊頭狗肉の「世界で最も厳しい安全基準」を作り出すばかりで、報告書の7項目の提言はほとんど顧みられず、「規制の虜」問題も残ったままという。「原子カムラ」は生き続けている（2頁）。旧式のシステムでは機能しないことが露呈したのだから、清算して根本から新たな仕組みに作り替えるべきだったのに、古びた中身はいまだ変わっていない（2頁）。

黒川氏は、「日本はいまだに福島原発事故の教訓をしっかりとくみ取らず、その教訓はガレキとなって取り残されているように見える」とも述べている（3頁）。

このように、福島第一原発事故によって、日本の原子力規制は、見かけ上確かに変わったが、肝心の原子力文化の本質は変わっていない。同じことは、何度も繰り返されてきたことなのである。刑事事件に例えるならば、何度も累犯を重ねた被告人が、「今度こそ更生します、抜本的に考え方を改めます」と言っているのである。安易にその発言を鵜呑みにするのではな

く、その発言が真に実態を伴うものであるのか、相当慎重に（櫻井敬子教授の言を借りれば、「行政当局に対する健全な警戒感」（甲483・71頁）をもって）見極める必要があるのは当然であろう。

4 「東大話法」の欺瞞性とそれを見抜くべきこと

(1) 「東大話法」の欺瞞性

ア 安富（2012）は、第3章において、「東大話法」について詳述している。

「東大話法」とは、東大関係者が多く使用するという独特の話法のことであり、自身も研究者として東京大学に身を置く中で感じたものだという（甲669・115～116頁）。もちろん、このような話法は東大関係者に限ったものではないため、「東大話法」というのは語弊があるかもしれないが、安富氏の用語法に従って、ここでも「東大話法」と呼ぶ。

安富氏は、117頁から190頁にかけて、原子力関係の文献や発言等多くの実例を交えながら、東大話法の規則を20個挙げている（図表3）。

| 東大話法規則一覽 | |
|---|--|
| <p>規則 20 「もし○○○であるとしたら、お詫びします」と言っ、謝罪したフリで切り抜ける。</p> <p>規則 19 全体のバランスを常に考えて発言せよ。</p> <p>規則 18 ああでもない、こうでもない、と引っ張ってにおいて、自分の言いたいところに突然落とす。</p> <p>規則 17 ああでもない、こうでもない、と自分がいろいろ知っていることを並べて、賢いところを見せる。</p> <p>規則 16 わけのわからない理屈を使って相手をケムに巻き、自分の主張を正当化する。</p> <p>規則 15 わけのわからない見せかけの自己批判によって、誠実さを演出する。</p> <p>規則 14 羊頭狗肉。</p> <p>規則 13 自分の立場に沿って、都合のよい話を集める。</p> <p>規則 12 自分の議論を「公平」だと無根拠に断言する。</p> <p>規則 11 相手の知識が自分より低いと見たら、なりふり構わず、自信満々で難しそうな概念を持ち出す。</p> | <p>規則 10 スケープゴートを侮蔑することで、読者・聞き手を恫喝し、迎合的な態度を取らせる。</p> <p>規則 9 「誤解を恐れずには言えは」と言っ、嘘をつく。</p> <p>規則 8 自分を傍観者と見なし、発言者を分類してレッテル貼りし、実体化して属性を勝手に設定し、解説する。</p> <p>規則 7 その場で自分が立派な人だと思われれることを言う。</p> <p>規則 6 自分の問題を隠すために、同種の問題を持つ人を、力いっぱい批判する。</p> <p>規則 5 どんなにいい加減でつじつまの合わないことでも自信満々で話す。</p> <p>規則 4 都合のよいことがない場合には、関係のない話をしてお茶を濁す。</p> <p>規則 3 都合の悪いことは無視し、都合のよいことだけ返事をする。</p> <p>規則 2 自分の立場の都合のよいように相手の話を解釈する。</p> <p>規則 1 自分の信念ではなく、自分の立場に合わせた思考を採用する。</p> |

図表3 東大話法規則一覧（甲669・24～25頁）

これは、原発事業者が原発差止訴訟で行っている反論にも共通する欺瞞的な論理・言語である。具体的な当てはめは、準備書面（87）で詳細に触れる予定であるが、この中で、特に多用されるのは、

| | |
|-------|--|
| 規則2 | 自分の立場の都合のよいように相手の話を解釈する |
| 規則3 | 都合の悪いことは無視し、都合のよいことだけ返事をする |
| 規則5 | どんなにいい加減でつじつまの合わないことでも自信満々で話す |
| 規則1 1 | 相手の知識が自分より低いと見たら、なりふり構わず、自信満々で難しそうな概念を持ち出す |
| 規則1 3 | 自分の立場に沿って、都合のよい話を集める |
| 規則1 4 | 羊頭狗肉（見かけと実質がともなわない） |
| 規則1 6 | わけのわからない理屈を使って相手を煙に巻き、自分の主張を正当化する |

といったものである。

そして、被告を含む原発事業者にとって、「自分の立場」とは、「原発は稼働しなければならない」という立場であり、この所与の前提から議論が成り立っているために、稼働にとって都合の悪い事実、すなわち、原発の危険を指摘する科学的知見は無視し、最低限、原規委から指摘されたことに対してだけは対応して、規制さえ潜り抜ければよい、という姿勢で貫かれているのである。そこには、安全を高めようなどという視点は微塵もない。その本質的な問題がある限り、次の福島第一原発事故は避けられない。

イ このことは、安富氏や原告らの思い込みなどではない。

ほかならぬ、2012（平成24）年から2014（平成26）年まで、原規委の委員であった島崎邦彦氏が、インタビューで指摘していることで

ある。

島崎氏は、2018（平成30）年8月23日に配信されたインタビュー記事において、次のように述べている。

「電力会社に対する信頼を失いました。全てとは言わないけれども、いくつかの電力会社は特に。真う当な学者からすると、ビックリすることを電力会社はやってくる。提出資料のやり直しを指示しても、同じものを何度も持ってきたこともありました」

「（電力会社などから「厳しすぎ」という批判を受けていたことに対して）ぜんぜん厳しくない。地震学者として普通にやっていただけです。彼ら（電力会社）は最低線を探ってくるんです」

「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないでしょうか。安全文化が大事などと言葉では言いますが、そんなものはない。それが私の印象です」

（甲670・9～10頁）

ここでいう「最低線」という言葉には、インタビューアの補足がついている。「最低線とは、安全対策などに投じる費用を極小化する目的を優先させ、いかに低コストで再稼働させるか、そのギリギリのラインを探る、という意味だ」というのである。

要するに、被告を含む電力事業者は、「原発を稼働する」という立場を優先させ、安全対策にはできるだけお金をかけず、最低線で済ませて、あとはごまかせばそれでいい、という姿勢で原発を運転しているのである。事故が起これば損害賠償義務は発生するが、その場合には電気代に転嫁して国民から徴収することができる。また、事業者の損害賠償義務を有限責任にしようという議論までされているのである。こんな事業がほかにあるだろうか。

このほか、島崎氏は、福島第一原発事故以前に、中央防災会議において、本来想定しなければならない地震を想定しなくてよいこととされた経緯についても触れている。

島崎氏は、当初、いわゆる「長期評価」を前提として、三陸沖から房総沖のどこでも大きな地震が来る可能性があること、1896年に明治三陸地震があったことを踏まえて、「地震学の常識からすれば、次に起こる地震の震源域は、その南側、まだ地震が起きていないエリア」だという。「400年間も大きな地震が起きていない福島沖は『本来起きるはずのものが起きていない』わけで、『そろそろ起きてもおかしくない』という意味」である。しかし、中央防災会議では、「『科学的に考えたら南が気になるけど気にしなくていい』という結論に達した」とし、「むちゃくちゃ」だというのである（以上、甲670・5頁）。

同じことが、阿蘇4噴火でもいえる。平均して約6万年に1回の頻度で破局的噴火を繰り返している阿蘇で、最後の破局的噴火である阿蘇4から既に9万年が経過していることからすれば、既に地下において破局的噴火に十分なマグマが溜まっている可能性は否定できない。次の破局的噴火が「そろそろ起きてもおかしくない」はずである。それなのに、被告は、破局的噴火が起こらない可能性を指摘する文献だけに目を向けて（それらは、基本的には、「起こらない」と断じるものではなく、そう推測することも可能、という程度のものである）、破局的噴火のリスクを指摘する声には耳を貸そうとしない。

福島第一原発事故のような深刻な事故を二度と起こさないという趣旨で改正された平成24年原子力関連法令等の下で、上記のような態度は慎重に吟味されなければならない。

ウ さらに、2020（令和2）年に毎日新聞がスクープした、いわゆる「秘密会議問題」で、更田豊志・原規委委員長は、自身が原発推進側に長く身

を置いた経験を踏まえ、事業者の行動原理について言及している。

この秘密会議問題とは、訴外関西電力が所有する若狭湾の原発群に大きな影響を与える鳥取県大山の噴火規模の見直しに関連して、2018（平成30）年12月6日、本来公開で行われるべき原規委の意思決定が、更田委員長と石渡明委員、原規庁職員の間で事実上行われていたという問題である（甲696）。

このこと自体が原規委の公平性・透明性を疑わせる重大な問題であるが、更田委員長は、この秘密会議の中で、驚くべき発言をしている。

更田委員長は、訴外関電に発出する文書において、噴火規模の見直しを踏まえて改めて行われる層厚の想定に関し、既になされている「原子炉設置変更許可申請書と同様な方法による」評価を行うとしていた点を問題視し、「同一の方法」と書き換えるべきことを指示した。その際、次のような発言をしている。

次に聞こうと思ったのがさ、2ポツのさ、「同様な」っていうのは何？「既許可のと同じ方法でやれ」（と書くべき）じゃない？

「新手法がございまして」と、オレだったら、オレ関電の経営（陣）だったら、「お前らちよっと新手法考えてこい」って。「まったく違うのでなくて新手法を考えてこい」って、オレだったら指示飛ばすなこれ。

「同様な」というのはあれだから、「同一の」とかでないと、アイデンティカル（Identical）じゃないと。

いやいやアカン。申請者マインドっていうのを甘くみたらアカンで？おいらそっちの方が時間としては長いから、もう、そんなもの、いかようにでもくぐり抜けるからな。

（甲696・12分56秒から14分03秒まで）

事業者側の立場に長く身を置いていた更田委員長も、自身の経験をもと

に、申請者（電力事業者）が、ほんのわずかな言葉尻を捉えて、いかようにでも規制をくぐり抜けようとする（安全を高めるのではなく、ごまかして稼働に結びつけようとする）マインドを持っていることを認めているのである。

そして、島崎氏や更田氏が指摘するように、最低線を探り、手段を選ばずに規制をくぐり抜けようとする際に事業者が用いるのが、「東大話法」のような欺瞞的な論理・言語なのである。

(2) 「東大話法」のような欺瞞的な論理・言語を見抜くべきこと

ア 安富（2012）は、第4章において、『『役』と『立場』の日本社会』と題して、「東大話法」を見抜き、騙されないようにすべきこと、「東大話法」においては、立場主義が大きな役割を果たしていることを改めて整理している。そして、第5章において、「不条理から解き放たれるために」と題して、原発をめぐる不条理な信念について論じている。

安富氏は、原子力御用学者の「役」と「立場」について225頁から230頁で触れている。原子力業界では、原子力の「平和利用」の推進は、原子力基本法で定められた「国策」であり、彼らは、この「御公儀」の配分する「役」を担うことで、自らの立場を守っているという。それゆえ、彼らは原子力を主体的に推進するのではなく、自分が確保している立場に付随する「役」を果たしているだけであり、だからこそ無責任が生まれるということになる。

安富氏は、鈴木達治郎・原子力委員会委員長代理の「我々の仕事は原子力の推進であって、安全ではない」という発言を挙げているが（甲669・225頁）、これは、田中俊一・前原規委委員長の「新規制基準に適合したからといって安全とは言えない」という発言にも通じる。原規委は、「役」として、原発の安全を判断するのではなく、規制に適合しているかどうか

だけを判断すると言っているのである。新規基準に適合したからといって、原発の安全が確保されるわけではないことは、このようにひも解いてみるとよく理解できる。

裁判所は、行政の判断にお墨付きを与えるという「役」を果たすのではなく、自らの良心に従って、原発が安全かどうかを虚心坦懐に判断しなければならない。

イ 最後に、安富氏が指摘している、原子力の特異性について1つだけ述べる。原子力の特異性、他の科学技術とは質的に異なるものであることは、常に司法判断の大前提におかれなければならないからである。ここでは、放射性廃棄物との関係で、次のような指摘がされている。

化石燃料は所詮、昔の生き物が集めて作った物質の塊ですから、そこから出るゴミは、まだ生態系によって利用可能なものもあります。たとえば、化石燃料を燃やして出てくる二酸化炭素は、光合成にとって不可欠なものであり、それが増えても、光合成が増えれば、何の問題もありません。

ところが原子力はそうではありません。原子力が生み出す放射性廃棄物は、生態系にとって何らの利用価値もないからです。それは単に生命を破壊します。地球ができた頃にはこういう物質がたくさんあったのですが、ほとんどは崩壊していきました。たとえば半減期が長いことで有名なプルトニウムでさえ、2万4000年ですから、地球の歴史から見れば、あっという間に崩壊してなくなったからです。

それゆえ、生命は放射性同位体を、放射性のない同位体と区別することができず、体内に取り込んでしまいます。これを取り込むと、放射線を至近距離で浴びることになるのです。たとえばセシウム137が体のどこかの細胞に取り込まれると、その細胞は内部から被曝します。これが内部被曝です。

このような危険な物質が循環することは、生態系を内部から破壊することになります。これが放射性物質の本質的な危険性です。

5 まとめ

以上みてきたとおり、被告をはじめとする電力事業者は、「東大話法」と呼ばれるような欺瞞の論理・言語を用いて、原発の安全を高めるのではなく、規制をかいくぐるということに全力を挙げている。

被告準備書面（16）でみられる被告の論法も、まさに「東大話法」がちりばめられており、これは安全を高めるための論理ではなく、裁判所を欺いて、安全を高めずに原発を稼働するための論理である。

具体的に、どのような反論が、どのような意味で「東大話法」に該当するのかは、準備書面（87）で詳述する。

ここで、裁判所にぜひ理解していただきたいのは、被告がこのような論法を用いる「立場」にある者であること、欺瞞的論法に騙されてはならないこと、むしろ、裁判所は、福島第一原発事故によって明らかになった事故被害の実態や、原発が内在する危険がいかに特異なものであるか、他の科学技術の利用とは異質なものであるかという視点に立って、本当に社会として本件原発が内在するとてつもないリスクをがまんせざるを得ないといえるのかを判断することである。

これは、あくまでも法的判断であり、科学的判断とは一線を画される。次の第3において、改めて、科学の不定性と司法審査の在り方について主張する。

第3 科学の不定性と司法審査の在り方

1 科学の不定性と原発のリスク

(1) これまでの主張の整理

科学の不定性、トランス・サイエンスについては、準備書面（72）の第4においてかなり詳細に述べたところである。また、前記第2の1(2)でも述

べた。

本件原発の安全評価において特に問題となる地震学，地震動学及び火山学の水準ないし知見は，科学の不定性が優位するトランス・サイエンスの問題である。

その場合には，法的価値判断として，「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」「福島第一原発事故のような事故は二度と起こさない」という法の趣旨に従って，安全が確保されているといえるかどうかを厳格に判断しなければならない。

ここでは，改めて，科学の不定性に言及し，原発のリスクがどのようなものであるのかを，科学技術社会論者の文献を中心に説明する。

(2) 原発事故のリスク - ノーマルな事故が起こり得ること

ア 科学技術社会論に関する近時の重要な文献として，藤垣裕子責任編集『科学技術社会論の挑戦』（東京大学出版会）全3巻がある。このうち，特に重要なのは2巻『科学技術社会論の挑戦2 科学技術と社会 - 具体的課題群』（2020年）である。

まず，このうちの第8章，寿楽浩太「原子力と社会 - 『政策の構造的無知』にどう切り込むか」が紹介する組織社会学者・C. ペローの考察を挙げる（甲672）。

ペローは，1979年3月に発生した米国スリーマイル島原発事故（以下「TMI原発事故」）を詳細に分析し，「高度に最適化された複雑システムにおいては，偶発的な不具合の連鎖によって低確率だが帰結が重大な事象が発生することは不可避と考えて，こうした性質の事故を『通常事故』

（normal accident）と名付けた。」という（甲672・150頁）。特別なものではなく，構造が抱える問題から，起こっても全く不思議ではない事故，という意味合いと考えられる。

イ ペローがTMI原発事故を分析した結果によれば、複雑なシステムにおいて、要素間に強い結びつきがあると、要素間の「複雑な相互作用」が生じる帰結の多様性を極大にしてしまう一方で、要素間の「結び付きの強さ」が、異常が生じた際の実際の対処の余地を小さくしてしまうので、現実にかような事故を未然防止することには限界がある、という。

もちろん、ひとたび事故がおきた後の原因究明は可能だが、次に起きる事象（要素間の相互作用の展開）は、その複雑さゆえに、ほぼ間違いなく別のものになると言ってよいので、『対策』が有意な意味をもちえない。この種の事故が起きることはまれではあるが、しかしそれは同時に“normal”であるというのが彼の主張であるという（甲672・150頁）。

これは、原発がトランス・サイエンス的問題であるがゆえに、事故の発生を確実に防止することができないことを意味している。そうになると、次に我々が考えなければならないのは、そのようなリスクは受忍せざるを得ないのか、受忍することはできないのかということである。

ウ ペローは、『通常事故』は原理的に不可避である以上、一部の政治家や経営者、あるいは工学者が主張するように高度技術システムに係る深刻な事故の発生確率の小ささを事実上の安全と解釈することはできない」と断じる。そして、「発生してしまった場合の被害の（質的な）深刻さ（破局性）と代替手段の有無を目安に、残存リスクを甘受しながらその縮減に努力し、やむを得ず利用を継続する技術分野（例：航空分野）と、残存リスクを甘受し得ない一方で代替手段があると判断して撤退すべき技術分野（例：原子力）の峻別を主張した」とされる（甲672・151頁）。

エ ここで、ペローが事故発生の確率を重視せず、事故が発生すると仮定した場合の被害の深刻さ（被侵害利益の内容や性質、侵害の有無・程度）と、事故発生を回避するための代替手段の有無に着目している点は、法的判断としても参考にされるべきであろう。もともと原発は特異な危険を内在し

ており、諸要素を比較衡量してその危険を受忍せざるを得ないといえない限り、人格権侵害の違法性は阻却されない、という発想であり、東海第二原発水戸地裁令和3年3月18日判決は、同様な発想のもと、避難計画が十分なものになっていない限り、人格権侵害の危険を社会通念上容認できると考えてはならない、という趣旨の判断を行ったと考えることができる。

原発が内在している残存リスクは、実際には相当に大きく（原発事故被害には、不可逆・甚大性、広範囲性、長期継続性及び全体的破壊性という他の科学技術の利用にはない特異性がある）、福島第一原発事故後の全世界的なエネルギー革命により、再生可能エネルギーが飛躍的に進歩した結果、既に十分な代替手段が存在するから、残存リスクは受忍できないのだという考え方も十分に成り立つ（実際、ドイツはそのような考えのもと脱原発に舵を切った）。それでも原発の稼働を継続するというのであれば、相当厳格な安全の審査が、行政庁任せではなく、各方面からなされる必要がある。司法的判断も、その中に位置づけられなければならない。福島第一原発事故は、低頻度ではあってもノーマルな、再び起こり得る事故であることを肝に銘じなければならない。

(3) 許容しうるリスクと確率論的評価の不定性

ア 次に、同じく『科学技術社会論の挑戦2 科学技術と社会 - 具体的課題群』の中から、第6章、神里達博「リスク論」を引用する（甲673）。

神里氏は、まず、経済学者ナイトの指摘した、いわゆる「ナイトの不確実性」と呼ばれる概念を紹介している。

これは、確率を「先験的 (a priori)」なもの（例えば、サイコロの目のように、数学的に予め結果が分かっているもの）と「統計的 (statistical)」なもの（実際にデータを集めて計算することで初めて明らかになる確率）とに分けたうえで、そのいずれでもない「真の不確実性」がかなりの人間

の行為に関係している、というものである（甲673・110頁）。

原発事故は、特定の事象が発生する確率（例えば、既にある活断層が活動する確率）だけに着目すれば、データさえ集まれば（そもそもそれが困難なのであるが）、ある程度正確な確率は求められるかもしれない。しかし、実際には、我々が把握していない活断層が活動する可能性もあるのであり、「真の不確実性」の問題であることが分かる。

イ 次に、神里氏は、1954年にICRP（国際放射線防護委員会）が明らかにした「許容しうるリスク（permissible risk）」という考え方に触れている。

放射線への被ばくはすべての場合において実行可能な限り低いレベルに維持されることが強く勧告されている。…（略）…人間が進化してきた環境条件からの重大な逸脱は有害な影響のリスクを伴うことは明らかである。したがって、厳密に言えば、地球や宇宙線の自然放射能による線量率よりも高い線量率で電離放射線に長時間継続して被ばくすることは、ある程度のリスクを伴うと考えなければならない。自然のバックグラウンドより高い放射線レベルは絶対的に“安全”とみなすことができないので、問題は、現在の知識に照らして、無視できるリスクに相当する、実務的なレベルを選択することである。これは“許容しうる”レベルと呼ぶのが適切であり、便宜上、許容線量（毎週）として表現される。

（甲673・115頁）

ここで示されているのは、放射線のリスクに閾値（これ以下であれば人体に影響がない、安全という値）がないこと、したがって、できる限り被ばくを小さくするのが基本原則であるということである（そのため、これを「許容」と表現するのは不適切で、「がまん」と表現すべきというのが、前述の武谷三男氏である）。放射線被害については許容値がないとみなすべ

きこと、したがって、いかなる意味においても、人格権侵害自体は存在し、それを受忍せざるをえないとみるか否かが問題であるという認識（違法性阻却が許されるか否かという認識）は、原発の差止訴訟の判断において重要である。

ウ また、神里氏は、確率論的リスク評価（PRA）の問題についても指摘する。

確率論的リスク評価とは、「何が起こりうるのか（シナリオ）、その頻度はどのくらいか、そしてその結果、どのような影響が起こりうるのかを、確率的に評価していくことを目指すもの」とされる（甲673・117頁）。

米国の規制委員会（NRC）から確率論的評価についてレビューを求められた物理学者、ハロルド・ルイス教授は、報告において、「PRAという考え方自体は有用であろうが、計算されたリスクは相対的な値である可能性が高く、事故の真の発生率を正確に予測できていない」と主張した。

また、「緊急炉心冷却装置（ECCS）の正確な評価のための定量的根拠はなく、さらに、長期的な健康への影響はおそらく計算されたものよりも大きい」とも述べている（甲673・119頁）。

これに対し、憂慮する科学者同盟（UCS）は、さらに厳しい批判を行ったとされている。すなわち、「分析において想定されていた事故のツリーが不完全であり、機器の信頼性に関するデータも同様に問題があることを指摘した。また、この調査では設計上の欠陥や経年変化、地震、テロなどの破壊行為、さらにストロンチウム90による地下水汚染を見過ごしており、長期的に生じる癌についても過小評価している」というのである（甲673・119頁）。

実際に、PRAによって計算された「事故発生頻度」は、TMI原発事故によって、あてにならないものであることが明確となった。

神里氏は、次のように述べる。

その後もチェルノブイリ原発事故，そして東京電力福島第一原子力発電所の事故を経験した私たちは，この「計算」が，少なくともその後の歴史と大きく乖離していることを知っている。

FTA¹は，最初にどんな事故を想定するかによって，結果のすべてが決まってしまう。いくら精密な計算を重ねたとしても，最初の想定に入らなかったタイプの事故については，当然，計算の対象外になる。またETA²についてもFTAと同様，いかなる事故イベントを想定するかが分析の限界となるし，特定のイベントからはじまる事故の解析には向いているものの，システム全体の堅牢性を考えるには不向きという弱点もある。

では，そのような「事故の姿」を最初に想定するのは誰の役割なのだろうか。エンジニアは，プラント自体には責任をもつが，プラントの外部で起こる現象についての専門家ではない。したがって，もし本気でフォールト・ツリーの最初の「事故の姿」を考えようとするならば，およそ，全国の，いや全世界の知恵を集め，「起こっては困る事故」のパターンの徹底的な洗い出しをする必要があるだろう。

その意味で本来は，設計段階の最も初期において，できるだけ社会の多くのメンバーを巻き込みながらテクノロジーアセスメントを行うという，“upstream TA”が求められるケースであるといえるかもしれない。しかし現実の原発は，非常に限られた，むしろ「密室」と言うべき狭い領域の専門家によって，基本的な設計がなされてきたと考えられる。

…（略）…この方法論を用いる限り，必ずどこかで，「これ以上，低確率のことについては，諦める」という境界線を決めなければならない。これもまた，本質的に政治的な作業である。そして地震のリスクのように，そもそも，その

¹ FTA とは，Fault Tree Analysis の略。その発生が好ましくない事象について，発生経路，発生原因及び発生確率をフォールト（失敗やエラーによる危険）の木を用いて解析するもの。

² ETA とは，Event Tree Analysis の略。

確率の値がよくわからないことも多いのだ。

(甲673・120～121頁)

神里氏の、実際の原因は、非常に限られた、密室というべき狭い領域の専門家によって設計がなされてきたという指摘は重い。科学技術社会論の考え方からすれば、本来、開かれた議論によって、様々なアセスメントを行う中で、できる限りリスクを洗い出すことが必要なのに、これまでの原子力文化は、むしろ隠蔽の体質で凝り固まってきた。日本の原子力文化がそのようなものであるという認識も、原因の安全を判断するに当たって極めて重要である。

エ 神里氏は、確率論との関係で、日本における人為的に生じる放射線のリスク基準と、環境中のベンゼンのリスク基準を比較研究したことを挙げ、原子力のリスクについて、社会の受容性ということに一石を投じている。

神里氏によれば、「いずれも、発がんリスクであり、基本的にLNTを前提としたリスク評価がなされている。ところが、前者の基準は後者の1000倍甘いものに設定されていることがわかったのである(神里2013)」というのである(甲673・122頁)。

神里氏は、次のように述べる。

いろいろ条件が違うので、単純比較は確かに難しい。だが、理論的には、人工放射線による犠牲者が、ベンゼンによる犠牲者の1000倍の確率で生じうることを、この社会が制度上、容認していることになるのだ。また、実は放射線の安全基準と、化学物質のそれは、所掌する行政機関も、対応する専門家群も異なっている。では、このような2つの基準のギャップについて考えるべき『専門家』とは、いったい誰なのかということも、重要な論点ではないだろうか。

(甲673・122頁)

ここにも、トランス・サイエンスの問題が横たわっている。放射線による被害の受忍と、ベンゼンによる被害の受忍のギャップについて、判断できる科学的専門家など存在しない。これらは、人文・社会学的領域の問題であり、その観点からの責任ある判断が重要なのである。司法との関係でいえば、司法が、行政庁に広汎な裁量を認めて責任を回避するのではなく、きめ細かな比較衡量によって判断基準を提示することにより、主体的に判断することが求められる。

(4) 松本三和夫「構造災」と、その変種としての「政策の構造的無知」

ア 1項の最後に、前掲の寿楽氏の論考の中で紹介されている、松本三和夫『構造災 - 科学技術社会に潜む危機』（岩波新書、2012年。以下「松本（2012）」という。）を引用する。

寿楽氏によれば、科学社会学者である松本氏は、「科学と技術と社会をつなぐ複数の様々なチャンネルの制度設計のあり方や、そこに登場する複数の異質な主体がおりなすしくみの機能不全に由来する失敗」を「人災」「天災」の二分法を乗り越えて描き出すことを意図して、「構造災」という考え方を提唱しているという（甲672・164頁）。

イ 松本（2012）によれば、「構造災」とは、次の5つの特性が状況に応じて複合的に関与する、科学技術と社会の境界で発生する複合境界災害であるという。

- (1) 先例が間違っているときに先例を踏襲して問題を温存してしまう。
- (2) 系の複雑性と相互依存性が問題を増幅する。
- (3) 小集団の非公式の規範が公式の規範を長期にわたって空洞化する。
- (4) 問題への対応においてその場かぎりの想定による対症療法が増殖する。
- (5) 責任の所在を不明瞭にする秘密主義が、セクターを問わず連鎖する。

寿楽氏も、「日本の原子力をめぐる全体の問題構造は、この概念によってよく把握できると思われるし、松本自身もそれを試みている」と評している（甲 6 7 2 ・ 1 6 4 頁）。

ウ しかし、寿楽氏は、その一方で、原子力をめぐる問題については、この「構造災」の変種ともいえるべき、「政策の構造的無知」を問題視する。

寿楽氏は、「政策の構造的無知」について、「機微なリスクを扱い、公益を深刻に毀損する可能性を孕む重要な公共政策であるはずの原子力政策が、構造的に、専門知の水準に照らして常に決定的に不満足な内容にとどまりつづけるという問題である」と説明する（甲 6 7 2 ・ 1 6 4 頁）。

この問題に関する寿楽氏のさらに踏み込んだ問題提起は、後記 2 項(4)で詳述する。

2 市民参加手続ないし民主的統制の欠如

ここまで、原発が科学的不定性の上に成り立つシステム、トランス・サイエンスの問題であることに起因するリスクの特性と、構造的問題について説明してきた。

ここでは、司法判断の前提として、本来なされるべき市民参加手続ないし民主的統制が欠如しているということについて述べる。

市民参加手続ないし民主的統制が欠如している結果、原子力事業者はもとより、閉じられた原子力行政による規制が十分に機能しないという構造的問題がより鮮明となる。

そのような場合には、安易に原発の持つ膨大なリスクを受忍しうると判断してはならず、司法としては、相当厳格な姿勢でその安全が確保されていることをチェックしなければならない。

(1) 科学者の「わかりやすく説明する責任」

ア 原発の司法審査において、特に基準の合理性や基準適合判断の合理性という、行政庁の評価判断の是非が審査対象となる場合、あるいは、事業者による基準適合評価の合理性が審査対象となる場合には、裁判所が、先行する評価者の評価の過程に問題がないかどうかを事後的にチェックするということが行われる（行政法でいう「判断過程のコントロール」）。

この判断過程のコントロールにおいて極めて重要なのが、先行する評価者が、自身が行った評価判断の過程について、詳細に、かつ、専門的知識を有しない裁判所にもわかりやすく説明するという作業である。このような説明がなされず、単に「総合的に判断した」とか「保守的に判断した」といっても、事後的判断者である裁判所は、先行する判断者の判断過程が正しいかどうかを適切にチェックすることができない。あるいは、専門用語や難しい概念を並べ立てて、裁判所が到底理解し得ないような主張を行うのも同様である。このような場合に、いわゆる「コピペ判決」と言われるような、行政庁や事業者の主張を丸写しにしたような判断がなされてしまうことになる。これでは、裁判所は、事後的審査機関としての機能を果たせず、単に行政庁の判断にお墨付きを与えるだけの機関に成り下がってしまう。

詳しくは後述するが、ドイツの裁判例では、このようなことがないよう、行政庁や事業者が自身の行った判断過程の詳細を明らかにしなかった場合、その事実のみをもって、恣意的な判断がされたとして原発の差止を認めている（第三ミュルハイム・ケルリッヒ判決）。

このような判断が確立しない限り、いつまで経っても、行政庁も事業者も自身の判断過程を明らかにせず、あるいは裁判所にも分かりやすく説明する努力を行わない結果、裁判所の事後審査機能が十分機能せず、原発の

安全は高まらない。

イ 行政庁や事業者に、このような高度の説明責任を課し得ることの1つの根拠として、科学者の「わかりやすく説明する責任」を挙げることもできるだろう。

準備書面（72）でも紹介した藤垣裕子・東京大学教授は、『科学者の社会的責任』（岩波書店，2018年。以下「藤垣（2018）」という。）において、説明責任のもともとの由来などにも触れつつ、最近では、単なる説明責任に加えて、「わかりやすく説明する責任がよく指摘される」という（甲675・16頁）。

最近では、わかりやすく説明することが説明責任だという使われ方さえ見受けられる。いかに正しく伝えるか、どうしたら誤解されずにすむか、どうしたら科学に対するイメージやギャップや科学者と市民のコミュニケーションギャップが埋められるか、という問いである。

（例えば）1956年に水俣病患者が公式に発見されて以来、マンガン説、セレン説、タリウム説、など多くの説が報道された。これは、科学は常に「作動中」であるということ、すなわち科学的知識が常に現在進行形で形成され、時々刻々作られ、書き換えられ、更新される、という性質からすると、まったく正常なことである。ところが当時、原因物質が二転三転すると、「科学は常に正しいことを言っているはずなのに、答えがどうして二転三転するのか」と言われて批判をし、ついには原因物質を探究している科学への信頼を失ってしまう人々がでてきた。このような人々の反応から、市民のもう科学のイメージとして、「科学は常に正しい」「いつでも確実に厳密な答えを提供してくれる」というものがあることがわかる。このイメージがあるからこそ、「確実に厳密な科学的知見にもとづいて決定しないといけない」「確実に厳密な科学的知見が出るまで原因特定してはいけない」ということになる。これらの言説は、科学的探究の現実の姿とは異なる。科学的な知見は常につくられつつあり、新しい事実

や発見によって書き換わるというのが現実の姿である。

水俣病や薬害エイズ対策やBSE対策などの遅れの一因は、固い科学観にもとづく右のイメージがある。これは行政だけでなく、一般市民も共有している。このようなイメージのギャップをわかりやすい説明によって埋めるのも、科学者の責任の一つであろう。

(甲675・16～18頁)

ウ 被告準備書面(16)を貫いている「被告の主張する科学的知見が正しく、原告らの主張する科学的知見は誤りである」という姿勢は、上記のような裁判所の「固い科学観」(これは、藤垣氏が指摘するとおり、科学の現実の姿ではなく、フィクションに近い)を利用し、あえて正誤の問題に引きずり込もうという意図に出たものと考えられる。裁判所としては、科学的な問題について正誤二択の判断を迫られれば、一見権威がありそうな行政庁の判断、あるいは事業者の判断を「正」としたくなることを見越した、極めて不誠実な態度である。

(2) ユニークボイスの危険性

ア 科学の不定性が優位し、科学では正誤いずれとも判断がつかないような問題を解決するためには、科学者の助言は重要である。しかし、その助言は、一意に定まるべき(ユニークボイス³あるいはシングルボイスであるべき)ではなく、幅をもったもの(系統的知識)であるべきである。

このユニークボイスの問題について、藤垣氏の体験を紹介したい。

福島原発事故後は、とくにユニークボイスをめぐる議論が数多く行われた。たとえば、2011年11月、米国クリーブランドで国際科学技術社会論学会

³ ユニークボイスとは、ただ一つに定まる(unique)ものや、異なる見解を統一する(unified)ものを意味している。後述する「系統的な知識」と対義的に捉えられる。

と米国科学史学会と技術史学会の合同の全体会議が『フクシマ』をテーマに行われ、三学会それぞれ代表する原子力技術史あるいは原子力社会論の研究者たちが発表を行った。その中の一人（米国の人類学者）が、作業服を着た菅首相（当時）と枝野官房長官（当時）のスライドを映し、『日本政府は非系統的知識を出しつづけた』と説明すると、約800人の聴衆から失笑が漏れた。この失笑から読み取れるのは、事故後の日本における情報流通が、国際社会の場で民主主義国家として胸を張れるものではなかったということである。それではどのような情報公開のしかたが望まれたのだろうか。そもそも系統的な知識とは何だろうか。

系統的な（organized）知識とは、幅があっても偏りのない知識である。幅があるとは、最悪のシナリオからそうでないものまで含めたものであることを指し、偏りが無いとは、安全を強調する側にのみ偏っているのではないことを指す。日本政府が出した情報は、幅が少なく偏りのある知識だと指摘されたわけである。

（甲675・47～48頁）

イ 原発の安全審査においても重要なのは、本来、ユニークボイスに依拠した判断ではなく、系統的な知識が与えられたうえで、それをどのように整理し、どのような理由で、どのような判断を下したかということである。その過程に誤りがあれば、結論を誤り、深刻な事故を招くことになりかねない。科学の不定性が優位する分野では、そもそも通説的・支配的な見解が存在しないことも多いが、標準的な見解だけに依拠するのでは、適切なリスク評価（不定性を含めた保守的な評価）につながらない可能性がある。それは、すでに国際的には常識に属する事柄とっていい。それすらまともになされていないのが日本の規制の現状である。

(3) 公共空間における意思決定の重要性

ア 藤垣（2018）では、5章と6章において「責任ある研究とイノベーション」（Responsible Research and Innovation. 「R R I」と呼ばれる）について詳細な考察が加えられ（甲675・53頁以下）、その活用の可能性が指摘されている。

藤垣氏は、R R Iのエッセンスとして、「議論を開く」（open-up questions）、「相互に議論を展開する」（mutual discussion）、「新しい制度化を考える」（new institutionalization）がある、という。そして、これを、次のように福島原発事故分析に応用している。

日本の技術者は長いこと閉じられた技術者共同体の中で意思決定をしてきており（例、安全性基準など）、地元住民に開かれたものになっていないのに対し、それを開くのが「議論を開く」に相当する。また、その開かれた議論の場で技術者から住民へ一方的に基準が伝達されるのではなく、それぞれが重要と思う論点について相互の討論を行う、あるいは福島の実験をもとに各国が学び合うというのが「相互議論を展開する」である。そして、それらの原発ガバナンスに関する議論をもとに、現在の規制局の在り方を作り変えていくことが、「新しい制度化を考える」に相当する。

このようなR R I概念の福島事故への応用を考えると、R R Iの概念がプロセスを重んじ、動的なものであるのに対し、日本の福島分析と責任論が、各制度の枠を固定し、それぞれに閉じられた集団に責任を貼りつける「静的」なものであることが示唆される。

（甲675・54頁）

イ 藤垣氏は、このようなR R Iを活用することで、原発の安全を向上させることにつながる可能性を指摘する。次のような指摘がある。

地震による大津波が発生した場合に福島第一原発の冷却装置の電源喪失がお

こり炉心崩壊に至る危険性があることは、東日本大震災前にすでに保安院と東電との間で共有されていた。1966年の福島第一原発の設置許可申請以後、地球科学で発展したプレートテクトニクス論や、活断層についての調査、および貞観地震（869年）の大津波発生の記録などを元に、日本の津波研究者が警告を発していたからである。

しかし、それらが反映された七省庁手引書（1997年）や地震調査研究推進本部（阪神淡路大震災後、1995年に総理府に設置された）の長期評価（2002年）による再三の警告にもかかわらず、福島第一原発の津波対策は改善されなかった。その際の東電の判断は密室で行われ、地域住民には公開されていなかった。もし本章の冒頭にあった海洋科学分野でのRRIの活動（相互学習ワークショップ）を津波事例に応用していたら、どうなっていたであろうか。七省庁手引きで日本海溝の津波地震の予測が出された後、あるいは地震本部の長期評価の後、それらの算定結果をもとに東電、保安院、中央防災会議、土木学会、地震研究者、津波研究者、そして地域住民とで参加型のワークショップを開いていたら、どうなっただろうか。そもそも公表をしない、隠蔽をすることとは、最初から参加を拒んでいたということであろう。むしろ「開いて」組織のありかたの再編を検討する道をRRIは推奨しているのである。

（甲675・74～75頁）

ウ このような検討を加えたうえで、藤垣氏は、改めて科学の不定性が優位する分野、原子力ガバナンスも念頭に置いていると思われるが、民主的コントロール、公共空間での議論と意思決定の重要性を指摘する。

ここでいう公共空間とは、(1)民主的コントロールが必要であり、(2)公共の目標設定を行い、(3)利害関係者との調整をし、(4)社会的学習を行う場であるとされている。

科学や技術の研究は常に未知の部分を含んでいるため、科学者にも長

期影響が予測できないような状況で何らかの公共的意思決定を行う必要がでてくる。それと同時に、科学者の予測を越えて研究成果が社会に影響を及ぼす事態も発生する。このような研究の道の部分への予測とその影響のコントロールは、専門家だけでなく市民や利害関係者による公共空間で行われるべきだというのである（以上、甲675・78～79頁）。

それが、原発の安全の向上にもつながるし、原発が内在するリスクについて、特に本件原告らのような周辺住民が「受忍せざるを得ないというべきかどうか」という判断の前提にもなる。

(4) 市民参加手続に消極的な原規庁の態度

ア 前述した寿楽氏も、「政策の構造的無知」を克服するために、市民参加の重要性について指摘している。

英国の社会学者で、科学技術社会論の研究者であるB. ウィン氏は、チェルノブイリ事故と英国のカンブリア地方の丘陵地で発生したセシウム汚染の例を分析し、政府に助言を行っていた科学者たちが、汚染の予測を誤った原因について、批判的に論じた（いわゆる「カンブリアの羊」と呼ばれる問題）。

寿楽氏によれば、ウィンは、科学者（専門家）が政策決定を独占することの（規範的な意味のみならず、実質的な）弊害を実証的に鋭く批判し、科学技術とそのリスクをめぐる社会的摩擦は科学的対処が途上である一方で社会が無知であることによって一時的に生じるという、いわゆる『欠如モデル』の見方を厳しく退けたという。そして、カンブリアの牧羊農家がそうであったように、ステークホルダーに広く門戸を開いた社会的意思決定プロセスが有用であることを訴えて、科学や政策への『市民参加』（public participation）を求めるSTSの理論的・実践的支柱の1つとなったというのである（以上、甲672・155～156頁）。

イところが、原子力行政は、このような市民参加に一貫して消極的な態度をとっている。やや長くなるが、非常に重要な指摘なので引用する。

(福島第一原発事故以降) 20世紀流の技術決定論が再び頭をもたげ… (略) …原子力をめぐる論争の中で再び支配的な言説となっていることを、筆者は大いに危惧している。

本来は福島原発事故の「教訓」が反映されるべき原子力安全や原子力防災をめぐる論争を、そのことの見本例として紹介しなければならない。その事例は、原子力安全はどのような指標で、どのような水準まで追及されるべきなのか、(いわゆる“*How safe is safe enough?*”)という問題に関する、規制当局のふるまいに関わる。

通念的な事故の背景要因の分析は、いわゆる「国会事故調」報告書の「規制の虜」論に代表されるように、組織文化や制度の「あるべき姿からの逸脱」論へと回収された。すなわち、科学的・専門的認識に虚心坦懐に基づいて、利害関係による干渉を受けることなく真摯に安全の取り組みを進めていけば、事故は十分避け得たとの見方である。この見地に立つと、問題の核心は、単にいわゆる「原子力ムラ」の前近代性が社会的逆機能を発揮した結果(つまりは不正の結果)に過ぎない。対処策は当然ながら、不正に加担した組織や個人の責任追及などの倫理的な手立てによる正義の回復、あるいはそれを今後も担保する相互牽制型の制度の再構築、そして、「本来のあるべき姿」に即した技術的対処の実施ということになる。… (略) …

一見、これらはいずれも正しくみえる。しかし、STSの「市民参加論」が掲げてきた、「市民参加による科学技術に関する社会的意思決定の民主化」は、そこにはみえない。改めてテクノクラシーを徹底することが、問題解決の方途と目されている。

たとえば、再稼働の是非が議論されていた、ある原子力立地県が設置した有識者委員会において、原子力規制庁の職員が、原子力規制委員会が定める「安

全目標」 - それはまさに、「How safe is safe enough?” の問いへの規制当局のスタンスを端的に示すものである - を説明し、委員との間で質疑が行われた。地震工学が専門のある委員は、「安全目標とは社会と規制当局の間のリスクコミュニケーションにおける重要な指標であり、民主的な手続きの核心なのではないか」という趣旨の質問を行っている。まさに、STSの「市民参加型」とも整合的な立論である。原子力リスクガバナンスの専門家である菅原慎悦らによると、この理解は本来、原子力分野の専門家にとっても正当な理解であるという（菅原・稲村 2015）。

しかし、規制庁職員の応答は異なる。安全目標は原子力規制庁自身が定める、自身の規制上の目標であり、「ご質問にございました国民のリスク受け入れられるかどうかそういった観点については今回含まれているものではないと認識している（原文ママ）」というのだ（愛媛県 2015）。

当該の委員はなお反駁するが、規制庁の職員の答弁は変わらない。彼は、「安全目標に対する一般論で申し上げまして、原発を動かすことのリスクであつたりコストであつたり、そういうもの、再稼働に関するところについて我々が判断をするところではないという所でございます」とも述べている（同）。

実は、この職員は会議冒頭の説明の中で、「規制委員会は、独立した立場で、科学的・技術的見地から原子力発電所の規制に必要な基準を設定することが役割」と述べている。これは原子力規制委員会（原文ママ）が掲げる「活動原則」の文言にほぼ合致している。彼らはそれを、社会からのあらゆる関与を排除し、一切の比較衡量も行わないという趣旨に解釈しているようだ。

興味ぶかいのは、当該の職員は同時に、彼らが「リスクコミュニケーション」の充実に取り組んでいることを述べており、そこでは、「教育」「理解しやすい」「透明性」「説明責任」「情報提供」「ホームページ」「コールセンター」といった、「説明は幾らでもするが、市民の意思決定への関与は前提としない」姿勢を示すキーワードが並ぶことだ。

まさに、ウィン以来、STSが30年来にわたって批判し、それを乗り越える方策を提示してきたはずの、「欠如モデル」に基づく広報・啓発による問題解決が臆面もなく示される。そして彼の答弁は、福島原発事故からの教訓、「規制の虜」批判に対する、彼らなりの真摯な応答なのだ。市民参加型のプロセスは、利害関係の罨への再転落を危惧させるものなのである。彼らは、「原子力発電所の規制に必要な基準」は「科学的・技術的見地」のみから導出できると真剣に考えている。

(甲672・160～162頁)

ウ ここで裁判所が想起すべきなのは、原発に求められる安全の程度に関し、原規委に裁量が認められるのかという点である。

裁判所は、これまで、原発に求められる安全とは、その内在するリスクを、社会通念上無視し得る程度に小さく保つことであると考え、「社会通念」を一つの指標としてきた。

これに対し、原規委は、「新規制基準の考え方」において、「(原発に求められる)安全性を具体的な水準として捉えようとするならば、原子力規制委員会が、時々の最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかなく、原子炉等規制法は、設置許可に係る審査につき原子力規制委員会に専門技術的裁量を付与するに当たり、この選択を委ねたものと解すべきである」と、自ら「安全の水準を決めるのは自分たちである」と言い放つのである(甲478・8頁)。しかも、そこでは、自分たちこそが、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情(「社会通念」を意識した表現であることは間違いない)を判断できるのだというのである。

他方、寿楽氏が指摘する、愛媛県原子力安全専門部会における原規庁職員の発言は、これと矛盾するものである(甲676・34～35頁)。

愛媛県の専門部会では、原規庁は、開かれた安全の議論を拒絶し、社会通念を安全に反映させようという努力を行うことを拒否している。このような態度の組織に、「社会がどの程度の危険までを容認するか」という判断ができるはずがない。「新規制基準の考え方」は、原規委が、民事差止裁判で追い詰められた事業者を助けるため、すなわち、推進の論理に影響されてはならないという衆議院環境委員会決議（甲681）に違反してまで原発を推進するために作成した、「東大話法」の塊である。もともと、原規委の委員には人文・社会学系のメンバーはおらず、社会としてのリスクの受忍性を判断する能力はなかった。そのうえ、原規委には、社会としてのリスクの受忍性を考える意思すら全くないことが判明したのである。「新規制基準の考え方」は羊頭狗肉であり（東大話法規則14）、裁判所を欺くために作成されたものというほかない。このような文書に欺かれて、裁判所として安全判断の責任を放棄することは、人権の「最後の砦」たる裁判所の職責に照らし、許されない。

エ 寿楽氏は、このような倒錯は、福島第一原発事故後の日本が初めてではないという。

米国原子力委員会（NRC）の公式歴史家であるT. ウェロックが、小さな確率だが結果が見過ごせない重大リスクとどう向き合うかについて、もともとはステークホルダー（利害関係者）の主体的な判断や対処を促すために取り組まれたはずの確率論が、安易な技術決定論に基づく安全神話（低確率高頻度事象⁴は事実上、おき得ないとみなして差し支えなく、原発は十分に安全）を招来するさまを描いている（Wellock2017）、と指摘している（甲672・162頁）。

また、前述したC. ペローも、「リスク評価者という新たな呪術師^{シャーマン}が出現

4 「低頻度高被害」あるいは「低頻度高影響度」の誤記と思われる。

している」という表現で、原規委が考えるようなリスク論の権力性に警鐘を鳴らしていた、という。そして、『安全神話』と決別したはずの新たな規制当局が、実際にはかつてそれを支えたのとまったく同様の技術決定論に立ち、技術とそのリスクの民主的統制というモデルをまったく受容していない」として、STSが関与していく必要を語っているのである（甲672・162～163頁）。

オ 福島第一原発事故の教訓を活かすはずの原子力行政が、その実、事故以前とまったく同様の技術決定論に立ち、民主的統制を排除しているという事実は、前述の高木（2000）における、東海村臨界事故の教訓と照らして考えると、非常に重要な意味を含んでいる。つまり、今回もまた、原子力行政は「反省したフリ」をしているだけである可能性がある。少なくとも、裁判所は、安易に原子力行政ないし原子力事業者の言い分を鵜呑みにしてはならない。慎重なうえにも慎重に、原告らの人格権侵害の危険が、本当にないと言い切れるのかを判断する必要がある。

3 科学の不定性を前提とした具体的判断基準

ここまで、科学の不定性と原発のリスク、そして、本来であれば、原発が内在するリスクの受忍性判断には、利害関係者の市民参加手続や民主的統制の手続が必要であるにもかかわらず、そのような手続が欠如していること、むしろ、原規委には、社会としてのリスク受忍性について判断する能力も意思もないこと、したがって、民事差止訴訟においては、裁判所が、相当慎重にこの点を判断しない限り、原告らの人格権が侵害される危険性が除去できないことを述べた。

では、具体的に、裁判所は、どのような判断を行えば、上記のような慎重な判断ができるのであろうか。以下、この点について述べる。

(1) アメリカにおけるドーバート基準

ア 藤垣裕子責任編集『科学技術社会論の挑戦2 科学技術と社会 - 具体的課題群』の第4章では、準備書面（72）でも紹介した平田光司氏による「法と科学」という論考が掲載されている（甲677）。

この論考は、理学博士である平田光司氏が、法と科学との接点について述べたものである。平田氏は、まず、裁判所の「固い科学観」を取り払うために、一見すると「心証」などという曖昧なものではなく、確かな科学の上に成り立っているように見える「先端巨大技術における事実認識も最終的には心証による」「最後は技術者（集団）の思い込みによる『決断』に拠らざるを得ない」と告白する（甲677・67頁）。

イ 平田氏は、上記のような科学の不定性を踏まえつつ、法廷での判断の在り方の1つの工夫として、アメリカのドーバート基準を紹介している。

これは、1993年にドーバート（原告）が、メレルダウ薬品会社（被告）の薬であるベンデクティンを飲んだことが出生児障害の原因であるとして、損害賠償請求を行った訴訟の連邦最高裁判決で示された考え方である。原告側は、8人の専門家による証言によって因果関係の存在を主張したが、被告は、ベンデクティンが胎児奇形の原因となり得ることを証明した論文はないので、学界における一般的承認⁵がなく、原告側の専門家証言は証拠になりえない、との観点で争った。これはそれまで合衆国で長く使われてきた、専門家の間における一般的承認を必要条件としていたフライ基準に基づくものだった。連邦最高裁判所は、次のような判断基準を示して、原告の訴えを却下した原審の判断とフライ基準を破棄し、原審に差し戻した。ドーバート基準では、法廷で証拠を採用するための判断基準として次のものが挙げられている。

⁵ 学会において広く承認されているというニュアンスである。

- a それはテストされているか（テストされ得るか，反証可能か）。
- b ピア・レビュー⁶を受けているか，あるいは（査読誌に）出版されているかは（必要ではないけれども）適切な評価要素の一つである。
- c 用いられている方法の成立する条件や誤りの発生する確率・程度について，法廷は知っておく必要がある。
- d 専門家の間における一般的な承認（general acceptance）は（必要ではないが）依然として考慮に値する。

（甲677・72～73頁）

ウ このドーバート基準は，専門家の証言を参考にはするけれども依存はしないというもので，裁判官に対しても，自身で証拠を吟味し判断することを要求するものといえる。ピア・レビューや「一般的な承認」を厳格に要求すると，新しい知見を規制に速やかに反映させることが困難になり，硬直化を招く。

福島第一原発事故の際に，15mの津波が到来する可能性が指摘されたのに，すぐに対応しなかった，水俣病問題で原因物質の可能性として水銀以外に様々な学説が出て「一般的承認」がえられなかったために対応が遅れた，などというのと同じような事態を招く危険があるということである。常に最新の知見を採り入れなければならないという原発の安全評価として，一般的承認を要求するような枠組みは採用できない。例えば，伊方原発広島高裁令和2年1月17日即時抗告審決定は，ドーバート基準に親和的な考えということができる。

エ 平田氏は，「社会で重要な事例の多くは固い科学観では対応できないも

⁶ ピア・レビューとは，査読のことであり，その学問分野の別の専門家による，研究に対する評価を指す。

のであり、トランスサイエンスの提唱など科学の不定性が意識されるようになってきたという状況のもとに、ドーバート基準も設けられた面があるだろう。」として（甲677・75頁）、ドーバート判決の以下の部分を引用している。

もちろん、科学的証言の内実は確実に「知られている」ものでなければならぬ、などと結論することはとんでもないことであろう。おそらく間違いなく、科学には確実性などないのである。

平田氏は、ドーバート基準は『確実な知識』を求めるものではなく、知識が不定なときに裁判所ができることを示した以上のものではない、と述べる（甲677・75頁）。

オ もっとも、ドーバート基準で示される「c）用いられている方法の成立する条件や誤りの発生する確率・程度が明らかにされていなければならない」という点は、原発の安全に関する司法判断においても参考にされるべきと思われる。

科学的知見には、必ずその知見が成立する条件や前提があり、大なり小なり、その知見どおりの結果にならない可能性（不定性の大きさ）が存在する。科学的な専門性に劣る裁判所が、科学的知見を正しく踏まえて法的判断を下すためには、本来、このような条件や前提、不定性の大きさが法廷で明らかにされる必要があるし、行政庁が行った判断についても、判断過程が詳しく示されなければ、国民や裁判所がこれを事後的にチェックし、不当な点がないか、恣意的な点がないかをたずることができない。

本件でも、被告準備書面（16）を見る限り、被告は、自らが拠って立つ知見の条件や前提、不定性の大きさにほとんど触れることなく、「精度良く求めた」などと殊更に確実であるかのように強調する態度に終始している。これは科学の不定性を隠し、裁判所の判断を誤らせようという不誠実

な態度である。被告のこのような訴訟態度自体が、保守的な評価を行っていないことを雄弁に語っている。

(2) ルンバール事件判決

ア 平田氏は、同様に、裁判所が独自に科学的証拠価値の評価を行った事例として、日本のルンバール事件判決（最判昭和50年10月24日）も例に挙げる。

同事件において、裁判所は、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りる」と判断したが、これについて、平田氏は、科学者が「一点の疑義も許されない自然科学的証明」という個所を読めば、「ほぼすべての科学者が違和感を覚えるだろう（疑義を出すのが科学者の仕事の一部である）」と感想を述べている（甲677・74頁）。

イ それはさておき、ルンバール判決で重要なのは、因果関係の証明について、「通常人が疑いを差し挟まない程度の立証で足りる」とした点であり、原発の安全評価に引き直して考えれば、事業者側において、「福島第一原発事故のような事故が二度と起こらないと、通常人が疑いを差し挟まない程度に主張立証する必要がある」ということになる。事業者がそのような主張立証を尽くさなければ、原発に内在するリスクを受忍できる（違法性が阻却される）と判断することはできないが、これは絶対的安全を求めるのとは異なる。

(3) 下山憲治「原子力『安全』規制の展開とリスク論」

ア 下山憲治・一橋大学教授は、リスク論を専門とする行政法、環境法学者であるが、大塚直責任編集『環境法研究第3号』（信山社、2015年）に、「原子力『安全』規制の展開とリスク論」という論考を寄せている（甲679）。

この論考は、科学の不定性に配慮しつつ、特に原子力規制に焦点を当てて、司法が原発のリスクをどのように判断すべきかについて書かれている。

まず、原子力安全規制における「工学的判断」について、下山氏は、「その基本的視角を、安全性、経済性、運用・保守性という実践におき、人員や予算などの制約の下で、目的達成のための技術に関する検討と評価を旨として行われる。それゆえ、『工学的判断』では科学的認識・技術を基に、安全・リスクと経済的評価（費用、便益等）を比較検討するなどの実践的判断のほか、科学的不確実性や未知・不知がある場合の経験と勘、そして、場合によっては『割り切り』（という度胸か？）が必要とされる」と述べる（甲679・5～6頁）。

イ 次に、下山氏は、裁判例でしばしば見受けられる「社会通念上無視し得る程度に小さく保つ」とか「容認できる」という安全の水準に関する判断、いわゆる「社会通念」論について、「評価主体とその評価指標は何かがまず問われなければならない」という（甲679・17頁）。

そして、「社会通念」によりそのリスクが十分に小さいとの評価は、工学的判断のみに基づくことを意味するのか⁷、仮にそうでないとすれば、社会心理学的知見等にも配慮する必要がある、と指摘する。すなわち、

- ① 自発的リスクか非自発的リスクか
- ② 便益とリスクの分配関係が不公平か
- ③ 個人的リスクか

⁷ 安全の水準を含めて原規委の裁量に含まれるというのは、結局、すべて工学的判断でかまわないというに等しい。

- ④ リスクが既知か未知か
- ⑤ 自然由来か
- ⑥ 長期的影響が不可逆的か
- ⑦ 将来世代に影響を与えるか
- ⑧ 科学的に十分解明されているか
- ⑨ 信頼できる複数の情報源から矛盾したリスク情報が伝えられるか

といった項目に応じて、確率論のみに依拠するのではなく、被影響者の法的利益に十分配慮した正当性ある判断を行う必要があることを述べる（甲679・17頁）。司法審査との関係でいえば、これらの諸要素を比較衡量して、社会としての受忍可能性を判断することになる。

ウ 下山氏は、トランス・サイエンスと自己決定との関係でも、重要な指摘をしている。対比のため、典型的なリスク論の領域といえる医薬品と比較しながら、次のように原発におけるリスクの性質をあぶりだしている。

医薬品の使用による副作用発生のおそれというリスク管理では、その効能・効果を期待する需要者・患者の自己決定を保障するための適切な情報提供が追求される。そこには、リスク概念の多様性ゆえに、リスクと危険、リスクと安全・安定のほか、リスクと自由、すなわち、リスクからの自由とリスクを引き受ける自由という観点からの問題設定もできる。医薬品の場合には、チャンス（症状緩和等）とリスク（副作用）が同一主体に帰属し、自己決定の合理化・納得に向けた情報提供等が不可欠とされる。

それに対し原発は、原子力利用とその立地や再稼働等は基本的には国・原発事業者の意思により決定され、その決定プロセスにおいて、放射線障害や事故時の避難等の被害を受けるおそれのある地域住民等は個別に自己の意思を表明したり、当該リスクに関わる意思決定に関与する手続的保障が法制度上存在しない。そして、実質的には、国・事業者の決定が原発リスクの受容・受忍を立

地地域の住民に強いることになる。しかも、代替手段の存否も問題となるが、そこでの考慮要素として、電力の安定供給という主に他地域の「公共的利益」のほか、事業者の経済的利益の追求がある一方、地域住民が負うのは生命・健康に加え、避難・避難生活を（長期にわたり）強いられるおそれなど、事故による放射線・放射性物質から自由な生活維持・生活環境の保全などの法的利益に対する侵害のおそれである。このように、リスクと便益の偏在を前提として、リスクが顕在化した場合の被害・影響の広範かつ重大さなどに十分配慮した立法と行政基準の設定が必要となる。

(甲679・7頁)

このように、上記①から⑨の指標を踏まえて、原発の持つリスクの性質、被侵害者である原告らの利益の性質や侵害の程度、さらに利害関係者たる地域住民の参加手続ないし民主的統制が欠如している現状に照らせば、原発が内在するリスクについて、相当高度な安全の立証がされない限り、安易にそのリスクを受忍可能であると認定すべきではない。

エ さらに、下山氏は、未来予測に基づく意思決定について、不確実性が付随するため、その判断に伴う過誤の発生は不可避であることを前提として、どのような過誤を回避すべきかという発想から、①第一種の過誤（問題がないのに「ある」と判断する過誤）と、②第二種の過誤（問題があるのに「ない」と判断する過誤）を区分し、①を回避しようとするれば、「実証なければ危険なし」「疑わしきは自由のために」という古典的警察規制の発想に帰着する、という。

他方で、②を回避しようとするれば、「実証なく、安全と言い切れない場合には、『疑わしきは安全のために』という発想のもと、規制を行う方向に向かう」（甲679・8～9頁）。

前述のように、安易に原発が内在するリスクを受忍できないこと、福島

第一原発事故被害の深刻さなどに照らせば、「疑わしきは安全のために」というアプローチが採られるべきであり、それが「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という法の趣旨に適った解釈である。

(4) 「疑わしきは安全のために」の実例

「疑わしきは安全のために」という判断がなされることは、決して珍しいことではない。このような原則自体は、日本も採択する「環境と開発に関するリオ宣言」（1992年）の第15原則でも謳われているが、藤垣（2018）は、それよりも24年も前の1968年に、当時の厚生省の初代公害課長であった橋本道夫氏が、イタイイタイ病に対して類似の原則を適用し、カドミウムの慢性中毒による骨軟化症が種々の原因から来るカルシウム不足を誘因としてイタイイタイ病を引き起こすとして、その汚染源を神岡鉱業所と断定（公害病と認定）したことがある、と指摘している。

当時を振り返って、橋本氏は、「科学的不確かさは半分近く残っているが、すべてが明確になる見込みはまずないので、それを待ってから行政としての判断と対応をするのでは、水俣病を二度繰り返すようなとりかえしのつかない大失敗を繰り返すおそれがある。したがって、最善の科学的知見にもとづいて行政庁としての判断と今後の対応を宣言したものであり、科学的究明は今後も積極的に続けなければならない」と述べたという（甲675・40～41頁）。これは、まさに「疑わしきは安全のために」を実践した例である。

(5) ドイツにおける裁判例

ア ドイツでは、原子力法において「原子力の危険と電離放射線の有害な作用から生命・健康・財産を保護すること」が目的とされており（原子力法1条2号）、必要とされる事前配慮がある場合には、技術的に不能であつても措置を講じなければならず、技術の活用に対する人の生命・健康の価値

の優越性が承認されている（甲 6 8 0 ・ 4 ～ 5 頁）。日本でも，原規委が事故発生防止に最善かつ最大の努力をしなければならないことを定め（原規委設置法 1 条），衆議院環境委員会において，推進の論理に影響されることなく国民の安全の確保を第一とすることが決議されているのであって（甲 6 8 1 ・ 1 項），ドイツの法規制と大きく異なるところはない。

イ ドイツにおいても行政庁の裁量は認められているが，上記法の趣旨に照らし，その裁量には，①現存する不確実性を排除するために，工学上の経験則に準拠するだけでは足りず，科学（理論）的な想定や計算に過ぎないものをも考慮に入れなければならない，②全ての支持可能な（代替可能な）科学的知見を考慮に入れなければならない，支配的な見解に寄りかかることは許されず，③十分に保守的な想定をもってリスク調査やリスク評価に残る不確実性を考慮に入れなければならない，という制約が存在する（甲 6 8 0 ・ 2 0 ～ 2 1 頁）。

ウ やや敷衍すれば，例えば，1985年12月19日に連邦行政裁判所においてなされたヴィール判決⁸は，危険性が高度の蓋然性のレベルにまで至っていない場合⁹であっても，これが排除されなければならないと判示し，「リスクの調査及び評価における不確実性は，そこから生ずる疑念の程度に応じて，十分に保守的な考察によって対応しなければならない。その場合，行政庁は『通説』に依拠するのではなく，代替可能な全ての学問上の見解を考察の対象としなければならない」と判示し，一応の合理性がある科学的見解については，これを恣意的に無視してはならないことを明示している（甲 6 8 3 ・ 3 1 ～ 3 3 頁）。

エ この判断は，その後の原発訴訟でも引き継がれている。例えば，198

⁸ Wyhl 原発訴訟に関する判決。

⁹ ドイツでは，このような危険性のことを「リスク（Resiko）」と呼び，高度の蓋然性のレベルである「危険（Gefahr）」と区別している。

8年9月9日の第一次ミュルハイム・ケルリッヒ原発連邦行政裁判所判決¹⁰は「許可においては、事実上排除されなければならないリスクの問題が未解明のまま残されていることは許されない」として、一応合理的な科学的根拠を有する知見に対して、これを無視することは許されないことを明確に述べている。

オ 重要なのは、司法は、行政庁や電力事業者が依拠する特定の見解の当不当について判断するのではなく、他の代替可能な見解、たとえそれが抽象的な理論や技術的に不可能なことを求めるものであったとしても、それを適切に考慮したか否かを判断する必要があるという点である。

また、行政庁が自らの行った基準適合判断の過程について、「総合的に判断した」などというばかりで、事業者の評価が不十分であることを示す知見などをどの程度考慮したのか、不定性をどのように考慮したのかといった点について何ら詳しく述べていないのも、裁量権を適切に行使し、場合によっては司法による事後チェックを受けなければならない立場として不適切である。

ドイツの第三ミュルハイム・ケルリッヒ判決では、行政が判断過程を明らかにせず、裁判所が行政の行った判断の過程を追うことができないという理由で、行政訴訟を違法と判断している（甲683・36頁）。

裁判所によって、自分たちの考えや判断が検証されるという制度的担保があって、初めて事業者や行政の恣意的な判断を防ぐことができるのであり、考えの筋道を可視化・透明化することは、結果的に安全を向上させることにつながる。裁判所が、ミュルハイム・ケルリッヒ判決のような判断を行わない限り、行政は、裁量の名の下に司法を軽視し続け、いつまでもたっても判断過程を明らかにせず、恣意的な判断を繰り返す。そのこ

¹⁰ Mülheim-Kärlich 原発第一次訴訟に関する判決。

とによって損害を被るのは、本件の原告らを含む周辺住民であり、原告という負の遺産を押し付けられる将来世代の人々にほかならない。

(6) 下山憲治「行政上の予測とその法的制御の一側面」

以上のような議論を踏まえて、本件において、具体的に、裁判所がどのような判断を行うべきかについてまとめたい。

この点につき、宇賀克也責任編集『行政法研究第9号』に収められている下山憲治「行政上の予測とその法的制御の一側面」での整理を引用する。

下山氏は、科学に不定性（不確実性）が存在する場合に、行政庁の判断に「過誤，欠落がな」く，行政庁の判断が不合理とはいえないと評価されるためには、次のような観点が検討されるべきであるという。すなわち，

- ① その時点において利用可能で，信頼されるデータ・情報のすべてが検討されていること，
- ② 採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること，
- ③ 法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益のすべてを比較衡量していること，
- ④ その選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていること，
- ⑤ 全体を通じて判断に恣意性・不合理な契機が認められないこと，

の各点について，被告はこれらすべてを満たしていることを立証すべきであり，いずれか1つでも満たさない場合には，行政庁の判断に過誤，欠落があると推認すべきである（甲684・79頁）。

そうすると，被告準備書面（16）のように，被告の主張が科学的に正しいということをいくら積み重ねても，恣意性や非保守性が除去されることはない。

そうではなく，原告らの主張する見解が，一見して明らかに一般経験則や

裁判所にも理解可能な初歩的な科学的経験則に違反していて、①「信頼されるデータ・情報」とは呼べないことを主張立証するか、原告らが主張する科学的知見についても考慮していることを主張立証する必要がある。

あるいは、その前提として、④選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていることなどが重要になる。

被告の反論は、このような枠組みに照らして十分ではない。

以上